

医科点数表に規定する回数を超えて受けた診療であって
別に厚生労働大臣が定めるものの実施について

当院では下記の診療行為について医科点数表に規定する回数について、下記に定める金額で選定療養として診療を受けることができます。診療を希望する場合には、保険診療と別に文書にて申し込みが必要となります。詳しくは窓口またはリハビリテーションスタッフまでおたずねください。

診療の名称	患者からの徴収額
脳血管リハビリテーション料	1 単位当たり 2， 4 5 0 円
運動器リハビリテーション料	1 単位当たり 1， 8 5 0 円